

新型コロナウイルス感染・発症時における簡易対応マニュアル

令和2年3月
三沢市福祉部介護福祉課

令和2年2月13日厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月13日現在）」及び厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル2019年3月改訂版」に基づき、三沢市の所管する地域密着型介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所において、当該感染症による感染者又は発症者が生じた場合の市の対応について、以下のとおりマニュアルを設定することとしました。

新型コロナウイルスによる感染症は国マニュアルにおける「注意すべき主な感染症」のうち「入所者および職員にも感染が起り、媒介者となりうる感染症」に該当し、インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症等）、疥癬、結核等に類するものと考えられることから、各事業所におかれましては、基本的にこれら感染症の対策に準じた対応を取るものとして下さい。

【入所系サービス事業所】

（該当するサービス）

- ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ②認知症対応型共同生活介護
- ③小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス）

（感染者等発生時の対応）

- ①感染者（発症者）の発生が判明したとき
 - ・速やかに上十三保健所に報告し指示を仰ぐよう事業者に指示する。
 - ・発症者については併せて医療機関に連絡し指示を受けること。
- ②感染者（発症者）と非感染者とのゾーニング
 - ・当該施設に対し以下の措置の検討を要請する。
 - (1)感染者（発症者）と非感染者を物理的に分断すること
 - (2)感染若しくは発症した職員等：出勤停止と自宅待機
 - (3)入所者等：居室からの入退室を可能な限り制限すること
- ③感染源の排除措置
 - ・感染源となる可能性がある以下のものについて、防護措置（防護服、手袋等を着用）のうえ取り扱うこと、また、処理後の手指、器具等の徹底洗浄

及び消毒を要請する。

- (1)嘔吐物、排泄物（便・尿等）、創傷皮膚、粘膜等
- (2)血液、体液、分泌物（喀痰・膿等）
- (3)使用した器具・器材（注射針・ガーゼ等）

④感染経路の遮断

- ・接触感染防止（直接接触の回避）、飛沫感染防止（マスク着用）のほか、空気感染の可能性もあることから、感染者（発症者）との閉塞空間での同室を可能な限り避け、空気の入替え等の頻回実施を要請すること。

⑤非感染者及び未発症者の免疫・抵抗力の向上

- ・令和2年3月時点で特効薬及び有効なワクチンが存在しないことから、入所者及び職員ともに手指洗浄等の除菌を徹底させ、十分な休息と栄養の摂取に努め免疫力を維持するよう要請する。

【通所系・訪問系サービス事業所】

（該当するサービス）

- ①地域密着型通所介護
- ②認知症対応型通所介護
- ③小規模多機能型居宅介護（通所・訪問）
- ④介護予防・日常生活支援総合事業

（感染者等発生時の対応）

- ①感染者（発症者）の発生が判明したとき
 - ・速やかに上十三保健所に報告し指示を仰ぐよう事業者に指示する。
 - ・発症者については併せて医療機関に連絡し指示を受けること。
 - ・安全が確保されるまで当該サービスの提供／利用の停止を要請する。
- ②感染の拡大防止
 - ・当該施設に対し以下の措置の検討を要請する。
 - (1)当該施設の消毒及び消毒完了までの施設閉鎖
 - (2)感染若しくは発症した職員等：出勤停止及び自宅待機
 - (3)利用者等：安全が確認されるまでサービスの利用を中止
- ③感染源の排除措置
 - ・感染源を完全に除去するまで施設を閉鎖することと、当該施設の消毒作業を要請する。

【その他事業所】

（該当するサービス）

- ・ 居宅介護支援事業所

（感染者等発生時の対応）

- ①感染者（発症者）の発生が判明したとき
 - ・ 速やかに上十三保健所に報告し指示を仰ぐよう事業者に指示する。
 - ・ 発症者については併せて医療機関に連絡し指示を受けること。
- ②担当ケアマネの行動状況の把握と感染拡大の防止
 - ・ 当該施設に対し以下の措置の検討を要請する。
 - (1) 当該施設の消毒及び消毒完了までの施設閉鎖
 - (2) 感染若しくは発症した職員等：出勤停止と自宅待機
 - (3) 利用者等：登録利用者の状況把握（発症、感染、感染疑いの有無）
- ③病原体（感染源）の排除措置
 - ・ 感染源を完全に除去するまで施設を閉鎖することと、当該施設の消毒作業を要請する。

【共通事項】

（関係機関との連携）

- ・ 各施設においては、状況に変化があった場合なども含め、極力定期的に関係機関（上十三保健所、医療機関、市介護福祉課など）に対し、感染者／発症者の状況、及び各種対策の進捗状況を報告するよう要請する。
- ・ 各関係機関からのそれぞれの助言、指示内容に矛盾、齟齬等がある場合は、当該事案の専門性の度合いから以下の優先順に判断するよう指導する。
 - (1) 上十三保健所
 - (2) 医療機関
 - (3) 市（三沢市感染症対策本部／健康推進課）
 - (4) 市（介護福祉課）

【運用にあたっての注意】

- ・ このマニュアルは、状況発生時の初動における暫定的な措置の判断を助けるものとして作成されたものであることから、これに限らず、状況に応じて国の各通知、Q&Aなども参照してください。

市内介護サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー図

